

## 令和8年第1回厚沢部町議会定例会提案理由書

(令和8年3月3日)

本定例会に提案いたします議案について、提案理由を申し上げます。

提案いたします案件は、新年度予算案 7 件、補正予算案 7 件、条例の制定案 3 件、条例の一部改正案 10 件、計画策定案 1 件、専決処分の承認案 2 件の計 30 件であります。

議案第 1 号の令和 8 年度厚沢部町一般会計予算、議案第 2 号から議案第 4 号までの厚沢部町各特別会計予算及び議案第 5 号から議案第 7 号までの厚沢部町各企業会計予算につきましては、町政執行方針の中で、その概要を申し上げましたので、省略させていただきます。

議案第 8 号の令和 7 年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、7 千 616 万 7 千円を減額し、

予算の総額を 60 億 200 万 5 千円とするものであります。

増額の主なるものは、

総務費では、財政調整基金や減債基金等の積立金、

民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金、  
障害者自立支援給付費扶助費、介護保険事業特別会計繰出金、

衛生費では、国保病院事業会計繰出金、

農林水産業費では、担い手確保・経営強化支援事業費補助金、森林環境譲与税基金積立金のほか、地域農業構造転換支援事業費補助金、小規模災害復旧事業費補助金の繰越明許費であります。

そのほか、歳入歳出の各款にわたって、事務事業の完了または所要見込額を勘案し、増減調整を図っております。

議案第 9 号から議案第 11 号までの令和 7 年度厚沢部町各特別会計補正予算及び議案第 12 号から議案第 14 号までの厚沢部町各企業会計予算につきましては、

それぞれの今後の収支を勘案し、増減調整を図っております。

議案第 15 号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び、議案第 16 号の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、去る 1 月 22 日、議員報酬及び特別職給料審議会の答申を受けて、令和 9 年 5 月 1 日より、議員報酬及び常勤特別職給料を増額する条例案であります。

議案第 17 号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 7 年人事院勧告に基づき、自動車等により通勤する職員の通勤手当について、現行「60 km以上」の距離区分を上限としているところ、より長い距離区分を新設するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 18 号の督促手数料及び納期前納付に係る報奨金の

廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、督促手数料を廃止するため、関係する条例を一括して改正しようとするものであり、併せて、個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付に係る報奨金を廃止するため、整備条例を制定しようとするものであります。

議案第 19 号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 8 年度から開始される子ども・子育て支援納付金に係る規定を定める必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 20 号の厚沢部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

議案第 21 号の厚沢部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童

福祉法の一部改正に伴い創設された乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

議案第 22 号の厚沢部町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厚沢部町認定こども園が、先程申し上げた乳児等通園支援事業の実施に対応するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 23 号の厚沢部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条項を整理する必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 24 号の厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料特例減免の対象者に対し、減免に必要な書類の提出を求めない規定を定めるための所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号の厚沢部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、檜山広域行政組合火災予防条例の一部改正を踏まえ、火入れの中止に関する要件について、所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号の北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、北海道宿泊税条例の施行に伴い、宿泊税の対象となる施設において宿泊税を徴収する規定を定めるため、整備条例を制定しようとするものであります。

議案第 27 号の厚沢部町道の駅物産館の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、産業振興や交流人口の拡大、さらには道路利用者の利便性の向上を図るための施設として新たな道の駅物産館を開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要があることから、条例を制定しようとするものであります。

議案第 28 号の厚沢部町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、現計画の計画期間が終了することから、新たな計画について、北海道との協議が整いましたので、議会の議決を求めるものであります。

承認第 1 号及び承認第 2 号の令和 7 年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきましては、第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費、降雪に伴う除排雪作業委託料の不足に対応するための補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めようとするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。

詳細につきましては、副町長、関係課長に説明にあたらせますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。